

石川県個人情報保護審査会の答申概要（答申第46号）

1 審査請求の対象となった本県公開請求の対象文書

[年月日、曜日]に[学校名]で[部活動名]活動中に起きた当事者[氏名]の[事故名]に関連した事故調査の記録（関係教員・生徒の聞き取り調査や、その他関係機関の調査記録）など一切の資料、録音などの電子記録媒体も含む。

2 本県公開請求に対する処分の内容

保有個人情報一部開示決定

3 担当課（所）

石川県教育委員会保健体育課

4 審査請求の経緯

- (1) H31. 3. 18 開示請求
- (2) H31. 4. 1 処分決定
- (3) H31. 4. 26 審査請求
- (4) R1. 5. 21 諮問
- (5) R2. 7. 3 答申

5 諮問に対する審査会の判断結果

本件開示請求に対して行った保有個人情報を記載した公文書の特定は、結論として妥当である。

| 該当条項 | 審査会の判断要旨 |
|-------------------------|---|
| 条例第14条 (保有個人情報の開示義務) | 審査請求人は、「本件処分により開示された資料が全てとの認識を取り消し、請求内容に対応する文書の開示」を求めている。 本件審査請求の争点は、本件事故に関連した事故調査の記録などにおいて、他に開示すべき保有個人情報を記載した公文書が存在するか否かであることから、当審査会は、条例の規定に基づき、本件事故当時の関係者からの聞き取りと、本件対象公文書以外の、本件事故に関して作成された文書の確認を行った。 その結果、本件処分をもって開示された公文書以外に有意な本件対象文書となり得る資料の存在は認められないため、本件処分は、結論として妥当である。 |

6 審議経緯

審査会4回

(別紙)

答申第46号

答 申 書

令和2年7月

石川県個人情報保護審査会

第1 審査会の結論

石川県教育委員会（以下「実施機関」という。）が、本件審査請求の対象となった開示請求に対して行った保有個人情報を記載した公文書（以下「本件対象文書」という。）の特定は、結論として妥当である。

第2 審査請求に至る経緯

1 開示請求の内容

審査請求人は、石川県個人情報保護条例（平成15年石川県条例第2号。以下「条例」という。）第13条第1項の規定に基づき、実施機関に対し、平成31年3月18日に次の保有個人情報の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

（本件開示請求の内容）

[年月日、曜日]に[学校名]で[部活動名]活動中に起きた当事者[氏名]の[事故名]（以下、「本件事故」という。）に関連した事故調査の記録（関係教員・生徒の聞き取り調査や、その他関係機関の調査記録）など一切の資料、録音などの電子記録媒体も含む。

2 実施機関の決定

実施機関は、本件対象文書を特定し、平成31年4月1日に条例第15条第1項の規定に基づく部分開示を決定（以下「本件処分」という。）し、次のとおり一部開示しない理由を付して審査請求人に通知した。

（開示しない理由）

条例第14条第3号に該当

個人名については、あなた以外の個人に関する情報が記載されており、開示することにより当該個人の権利利益を害するおそれがある。

3 審査請求

審査請求人は、平成31年4月26日に、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して審査請求を行った。

4 諮問

実施機関は、令和元年5月21日に、条例第37条第1項の規定に基づき、石川県個人情報保護審査会（以下「当審査会」という。）に対して、本件処分に係る審査請求につき、諮問を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、本件処分により開示された資料が全てとの認識を取り消し、請求内容に対応する文書の開示を求めるというものである。

2 審査請求の理由要旨

審査請求人が審査請求書において主張している要旨は、概ね次のとおりである。

審査請求人の子が高校の部活動中に起きた事故によって〔状況〕した。事故直後から〔学校名〕長へ状況・事故発生原因調査などを求めてきたが、納得できる話が聞けなかったため本件開示請求を行った。しかし、本件処分により開示された資料が全てとは思えない。事故後、学校長と幾度と話し合いを行った内容の資料や、開示された資料を作成するための元資料が存在するはずであるが、それらの資料が含まれていない。

なお、審査請求人は、実施機関の弁明に対し反論を行わなかった。

第4 実施機関の主張要旨

実施機関が弁明書で主張している要旨は、概ね次のとおりである。

開示した資料は、審査請求人が求める保有個人情報の全てであり、本件処分の実施にあたり改めて探索したが、該当する資料の存在は確認できなかった。

第5 当審査会の判断理由

1 基本的な考え方

条例の目的は、個人情報の取り扱いについての基本的事項を定め、県の実施機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求する権利を明らかにすることにより、県政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することにある。

当審査会は、個人情報保護の理念を尊重し、条例を厳正に解釈して以下のとおり判断する。

2 本件保有個人情報の性格等について

本件事故に関連した事故調査の記録など一切の資料において、個人情報が記載された公文書（録音などの電子記録媒体も含む。）である。

3 具体的な判断及びその理由

本件審査請求の争点は、本件事故に関連した事故調査の記録などにおいて、他に開示すべき保有個人情報を記載した公文書が存在するか否かであることから、当審査会は、実施機関が行った本件対象文書の特定の妥当性について検討する。

(1) 学校における事故対応に関する指針

学校管理下において重大事故が発生した場合の対応については、文部科学省が「学校事故対応に関する指針」（以下「指針」という。）を策定し、平成28年3月31日付で教育委員会を通じて各学校に周知されている。

指針には、事故後に取り組むべきこととして、「基本調査」と「詳細調査」を掲げている。

「基本調査」とは、事故が発生した場合に速やかに着手する調査であり、学校がその時点で持っている情報及び基本調査の期間中に得られた情報を迅速に整理するもので、原則として事故後3日以内を目途に関係する全ての教職員からの聴き取りを実施するとともに、必要に応じて、事故現場に居合わせた児童生徒等への聴き取りを実施することとされている。なお、指針には、聴き取りの実施に関して、事故後速やかに関係する全ての教職員や必要に応じて、事故現場に居合わせた児童生徒等に記録用紙を配布し、事故に関する事実

を記載させる方法が例示されている。

また、「詳細調査」とは、事実関係の確認のみならず、事故に至る過程を丁寧に探り、事故が発生した原因を解明するとともに、事故後に行われた対応についても確認し、それによって再発防止策を打ち立てることを目指すもので、学校事故対応の外部専門家等が参画した調査委員会において行われる詳細な調査のことである。

そして、「詳細調査」への移行については、学校の設置者が判断することとされているが、少なくとも被害児童生徒等の保護者の要望がある場合には「詳細調査」に移行することとされている。

(2) 関係者からの聴き取りの実施

本件事故に係る「基本調査」は、学校において実施され、その結果は実施機関を通して、平成30年1月19日付で文部科学省に提出されている。(開示文書58頁～62頁「生徒の〔状況〕報告に係る基本調査について」)

しかしながら、審査請求人が本件開示請求で求めた「関係教員・生徒の聞き取り調査」に係る資料や審査請求書に記載されている「学校長と幾度と話し合いを行ったが、その内容の資料や既に開示された資料を作成するための元資料」については、その存否が明らかではない。さらに、審査請求人は、「事故直後から・・・事故発生原因調査などを求めてきた」と主張していることから、「詳細調査」の実施の有無や関係文書の存否についても確認する必要がある。

このため、本件事故後に学校において行われた調査の実態や文書の作成状況等について、当審査会は、条例第43条第4項の規定に基づき、本件事故当時の関係者から聴き取りを実施することとした。

(3) 関係者からの聴き取り結果

本件事故当時の学校長及び実施機関の担当課である「保健体育課」にあつて、課参事兼学校体育グループリーダーとして、本件事故に関わった職員に説明を求めたところ、次の趣旨の陳述がなされた。

ア 学校長の陳述内容

(ア) 関係する全ての教職員から聴き取りを行うことについて

本件事故に係る教職員は3名であり、当該教職員からは聴き取りを行った。

ただし、事故後、マスコミからの問い合わせが集中し、速やかな対応が必要であったことから、口頭により、聴き取った内容は教頭がその場で文書に打ち込んだ。その文書は、マスコミへの取材対応や本件事故の翌日に開催された保護者会において、事故の概要説明に使用された。(開示文書1頁「昨日〔月日〕に発生した事故について」)

(イ) 必要に応じて事故現場に居合わせた生徒への聴き取りを行うことについて

本件事故を目撃した生徒は1名であり、精神的ショックが大きく、話を聴ける状況にはなかった。その後、当該生徒は学校を休みがちとなり、事故当時の話が聴けたのは翌年2月に入ってからである。

また、他の部員である生徒（以下「部員」という。）からの聴き取りについては、事故後、警察から部員への事情聴取の要請があり、保護者と協議したが、反発が大きく、保護者の同意が得られた部員のみ警察の事情聴取を受けることとなった。こうした状況において、さらに学校が部員から聴き取りを行うことは、保護者の同意が得られないことに加え、本件事故後に生徒に対するカウンセリングが実施されたが、担当したスクールカウンセラーからは「できるだけ事故のことは忘れて、日常に戻すことが何よりも大事」との指導もあって、部員からの聴き取りは行わなかった。

(ウ) 審査請求人の「学校長と幾度と話し合いを行ったが、その内容を記載した資料が開示資料に含まれていない」との主張について

審査請求人の主張は、生徒宅を訪問した折りのことであると思われるが、審査請求人と話し合われた内容は、訪問を終えて後、実施機関に電話等で報告していたため、記録は作成していない。

(エ) 審査請求人の「開示された資料を作成するための元資料が存在するはず」との主張について

(ア) で陳述したとおり、本件事故に関係する教職員は3名であり、指針が例示する記録用紙を配布するようなことは行わず、本人から直接聴き取りを行い、それを教頭が入力して文書を作成した。当該資料は、その後の対応状況等についても追加され、「基本調査」などの作成の元資料となった。(開示文書2頁～3頁「[部活動名・氏名]の事故について」)

イ 保健体育課職員の陳述内容

(ア) 学校からの報告や協議に関する組織共用文書の作成の有無について

学校長が生徒宅を訪問し、審査請求人と面談した折りの報告については記録が存在するが、本件開示請求に係る保有個人情報を記載したものではないため、本件対象文書として特定しなかった。

(イ) 審査請求人の「事故直後から事故発生原因調査などを求めてきた」との主張について

本件事故後、審査請求人から「見解要求」が提出され、その疑問・質問事項に対して学校は誠意を持って回答している。(開示文書5頁～6頁 本件事故を受けて安全に関する見解要求、開示文書7頁～9頁 見解要求に対する回答書、開示文書14頁～17頁 回答に対して審査請求人の意見等を踏まえ修正及び追加された回答書)

また、本件事故後、警察機関による捜査が開始されたため、本件事故の真相究明については警察の捜査に委ねることとし、「詳細調査」は行わなかった。

(4) 本件事故に関して作成された公文書の確認結果

関係者からの聴き取りの結果、実施機関には、本件対象文書以外に本件事故に関して作

成された文書が存在するとのことであることから、当審査会の事務局職員をして、現地において本件事故に関して作成された文書の確認を行った。

その結果、本件開示請求に係る対象公文書になり得るものとして、「基本調査」を文部科学省に提出する際の決裁書面の存在を確認したが、事故調査の内容に関する具体的な記載はなく、実質的な「基礎調査」の結果については既に開示されている。

また、審査請求人が審査請求書において主張する「校長と幾度と話し合いを行いました、その内容の資料」についても、複数の存在を確認したが、事故調査の内容に関する具体的な記載はなく、開示請求時点において、当該文書を開示対象文書として特定しなかったとしてもやむを得ないものと思料する。

したがって、本件処分をもって開示された公文書以外に有意な本件対象文書となり得る資料の存在は認められないため、実施機関の主張は、特段、不自然・不合理ではなく、本件処分は、結論として妥当である。

4 まとめ

以上の理由により、第1に掲げる審査会の結論のとおり判断する。

5 付言

関係者からの聴き取りによると、「詳細調査へ移行しなかったことは口頭の協議により決定され、その記録も作成されなかった」とのことであるが、重要な意思決定を伴う場合には、その過程を明らかにするとともに、事後において検証可能なものとするためにも、実施機関にあっては、記録文書の作成、保管に務められることを望む。

第6 審査の処理経過

当審査会の処理経過は、別表のとおりである。

なお、当審査会の小堀委員は、審査会の了承を得て本件諮問案件の審議を回避した。

(別 表)

審 査 会 の 処 理 経 過

| 年 月 日 | 処 理 内 容 |
|-------------------------|----------------------|
| 令和元年 5月21日 | 諮問を受けた。(諮問教保第357-1号) |
| 令和元年11月25日 (第45回審査会) | 第1回審議を行った。 |
| 令和2年 1月28日 (第46回審査会) | 第2回審議を行った。 |
| 令和2年 3月11日 (第48回審査会) | 第3回審議を行った。 |
| 令和2年 6月10日 (第49回審査会) | 第4回審議を行った。 |